

さいたま市告示第64号

令和8年度さいたま市国民健康保険特定健康診査等受診率向上対策業務について、次のとおり、当該業務に関する企画提案書の提出を招請します。

令和8年1月19日

さいたま市長 清水勇人

1 企画提案書の招請に付する事項

(1) 件名

令和8年度さいたま市国民健康保険特定健康診査等受診率向上対策業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4外

(3) 業務概要

民間事業者が持つ受診勧奨の手法や分析技術により、さいたま市国民健康保険における特定健康診査及び国保健康診査の受診率を向上させる。

(4) 履行期間

契約締結日から令和9年3月12日まで

(5) 予算の上限額

本プロポーザルの予算上限額は31,754,118円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

2 企画提案書の提出者の資格に関する事項

企画提案書の提出を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本招請日において、令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）の業種表・営業品目一覧のうち、業務区分「催物、映画、広告、その他の業務」、大分類「その他の業務」で登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市的一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本招請日から最優秀提案者特定の日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置（以下、「入札参加停止」という。）又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置（以下、「入札参加除外」という。）を受けている期間がない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(6) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合及び企業組合並び

に中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)に基づく協同組合にあっては、その組合員が、共同企業体の構成員、単体企業の別を問わず、本招請に参加していないこと

- (7) 人口30万人以上の地方公共団体において、特定健康診査の受診勧奨の業務実績及び受診率向上実績がある者であること。

3 企画提案に係る実施要領等の交付

- (1) 交付方法

さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/012/p127127.html>

- (2) 交付期間

本招請日から令和8年2月3日（火）

4 参加意思の表明手続き

企画提案書の提出を希望する者は、次のとおり参加意思の表明手続きを行うこと。

- (1) 提出書類

ア 参加意思表明書

イ 実績書

- (2) 提出期間

本招請日から令和8年2月3日（火）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後4時まで）

- (3) 提出方法

ファイル転送サービスでの提出のみとする。詳細は、実施要領による。

5 質問の受付及び回答

企画提案書を提出しようとする者は、企画提案に関する事項について、次のとおり質問することができる。

- (1) 受付期間

本招請日から令和8年2月3日（火）午後4時まで

- (2) 受付方法

ア 電子メールで受け付ける。詳細は実施要領による。

メールアドレス kokuko-nenkin@city.saitama.lg.jp

イ 電子メール送信後、速やかに電話にて到達確認を行うこと。

ウ 提出先・到達確認に関する問い合わせ先

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市福祉局生活福祉部国保年金課

担当 保健事業係 電話 048（829）1277

- (3) 質問に対する回答予定日

令和8年2月6日（金）までに行う。

- (4) 回答方法

さいたま市ホームページ上に、質問及び回答を公表する。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/012/p127127.html>

6 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書

イ 見積書

(2) 提出期間

令和8年2月6日（金）から令和8年2月17日（火）まで（休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 提出方法

ファイル転送サービスでの提出のみとする。詳細は、実施要領による。

(4) 無効となる企画提案書

次の企画提案書は、無効とする。

ア 2に定める資格条件を満たさなくなった者が提出した企画提案書

イ 虚偽の記載をした企画提案書

ウ 審査の公平性を害する行為を行った者が提出した企画提案書

エ 1(5)に示す額を上回る額を見積書に記載した者が提出した企画提案書

オ 見積書以上に別途予算のかかるオプションの提案があった場合

カ 提出期限までに企画提案書等の提出がない場合

キ プレゼンテーションに参加しなかった者が提出した企画提案書

7 優先交渉権者の決定

優先交渉権者の決定に当たっては、令和8年度さいたま市国民健康保険特定健康診査等受診率向上対策業務事業者選定委員会において審査を行い決定する。なお、審査方法等詳細については、実施要領を参照すること。

8 その他

- (1) 優先交渉権者特定の日の翌日から契約締結日までの間に、入札参加停止又は入札参加除外を受けている期間がある者は、優先交渉権者の特定を取り消されることがある。
- (2) 本調達において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とすること。
- (3) この企画提案書の提出等に係る一切の経費は、提案者の負担とする。
- (4) 企画提案の審査結果は、企画提案の具体的な内容を除き、公表する。
- (5) 詳細は、実施要領による。

9 連絡先

さいたま市浦和区常盤6-4-4

さいたま市福祉局生活福祉部国保年金課保健事業係

電話 048(829)1277

FAX 048(829)1938